

質問事項について

1. BCP の意味や必要性を事業所全体に理解してもらうためにどのような関りをするのがいいでしょうか？

BCP に限らず、法人・施設・事業所内で指針や情報、考え方などを共有するための仕組みがどのようになっているかが重要になってきます。多くの法人・施設・事業所では、ここがうまくいっていないとも言えますので、この機会に評価や見直しをしておいた方が良いでしょう。

そのための方法は、役員会や職員会議などでの情報発信や共有が一つ。この場合、幾つかの核心部分に触れておくとい良いでしょう。例えば、以下のようなことが伝えておくべきこととなります。

- ① 少なくとも令和6年4月までに作成されていないといけないこと
- ② 研修や訓練（シュミレーション）の実施を踏まえると遅くとも令和5年前期には体制を整備する必要があること
- ③ 既に、実地指導等でここに触れられていること
- ④ 情報の公表の設問項目にも既に反映されていること
- ⑤ 県等が、BCP 策定状況等について調査を行っていること など。

※「情報の公表」の調査票の部分を資料として用いるのも効果的だと思います。要は、公的にやらなければならないことであることを示し、共有することがここでやるべきこととなります。

次に、施設・事業所、スタッフ全体に情報を共有するための仕組みですが、これには2つの方法があります。

1つは、リーダー等への情報提供を図り、全スタッフに伝える方法です。

職員会議やリーダーミーティングなどを活用しても良いですが、この場合、役員会等で使用した資料とともに、実際に周辺で起こった災害や感染症の例や事業の優先順位等の例などがあると理解しやすいと思います。この範疇のスタッフが実際のBCP作成のための中核となる可能性が高いため、この研修で用いたような指針やマニュアルとの関係性や事業の評価の必要性などについても共有しておくとい良いでしょう。

もう1つは、全スタッフに対して情報を提供する方法です。例えば防災訓練や感染症に対する研修など、全スタッフが参加するような研修等に組み込んで情報発信をするとともに、その概要については、資料等で配布・掲示します。これは、「聞いていない」「知らない」を防ぐためにもやっておきます。場合によっては、意見等を出せるようにアンケートなどを使ったりします。

これらを組み合わせながら、理解を深めていくことは、後々の事業運営にも役立ちます。

2. BCP の作成は努力義務という認識で大丈夫でしょうか？それとも策定が必須となるのでしょうか？（R6年？）

これは、策定が必須であり、その猶予が3年間であるということです。既に令和4年が過ぎようとしているので、残り1年と少しになります。ぎりぎりで作るということもできなくはないですが、研修や訓練（シュミレーション）を含めて考えると、本来だとかなり急いで準備をしておく必要があると思います。

年度内に策定のためのシステムづくりを行って、次年度の最初の4半期（少なくとも前期）くらいには、BCP（案）を作成し、その周知をもって研修として、後期に実際に部分的にでも動かしてみたい訓練（シュミレーション）としてみて、その結果をもって見直しを行うという流れを作っていくのが良いと思います。

国の方でも、事業別のBCP作成のための動画を配信していますので、それらも参考にしても良いと思います。

いずれにしても、災害対応や感染症対応の全体像がわかったうえで進めるとこの計画の重要性が理解できると思います。